

エ 河川管理施設の維持管理等における民間の資金・ノウハウの活用

現状	図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>国土交通省は、「国土交通省におけるPFI推進の基本的な方針について」及び「国土交通省成長戦略」において、PFI、PPPの活用を推進している。</p> <p>また、河川管理施設については、都道府県に対し「指定管理者制度による河川の管理について」（平成16年3月26日付け国河政第115号、国河環第135号、国河治第232号、国土交通省河川局水政課長、河川環境課長、治水課長通知）により通知し、指定管理者が行うことができる業務の範囲（注）を周知している。</p> <p>（注）指定管理者が行うことができる業務の範囲は、行政判断を伴う事務（災害対応、計画策定及び工事発注等）及び行政権の行使を伴う事務（占用許可、監督処分等）以外の事務（①河川の清掃、②河川の除草、③軽微な補修（階段、手すり、スロープ等河川の利用に資するものに限る。）、④ダム資料館等の管理・運営等）とされている。</p> <p><b>【現状等】</b></p> <p>河川管理施設の維持管理等に関する民間の資金・ノウハウの活用状況を調査した結果は次のとおりである。</p> <p>① 調査した9地方整備局等及び16都道府県では、PFI又は指定管理者制度等の民間の資金・ノウハウを活用しているものはみられなかった。</p> <p>地方整備局等及び都道府県では、その理由として、i) 河川管理施設での活用手法が不明であるため、ii) 料金収入を得られるものではないことから、基本的にPFI、PPPにはなじまないと認識しているため、iii) 管理のミスや災害等で大きな被害が生じた場合に、民間の会社が損失を補償することは難しいためなどとしている。</p> <p>② なお、国土交通省から、全国の河川管理施設の維持管理等に関する民間の資金・ノウハウの活用状況を調査した結果、i) PFIを実施しているものはみられない、ii) 指定管理者制度を実施しているものは把握していないとしている。</p>	<p>表(1)-エ-② 表(1)-エ-① 表(5)-エ-①</p>

表(5)－エ－① 河川管理における指定管理者制度に関する規程等

○ 「指定管理者制度による河川の管理について」(平成16年3月26日付け国河政第115号、国河環第135号、国河治第232号、国土交通省河川局水政課長、河川環境課長、治水課長通知)(抜粋)

平成15年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」(平成15年法律第81号)において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による河川の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。(略)

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、従来、管理委託制度により行っていた河川管理に係る事務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度を活用して指定管理者に行わせることが可能になったこと。
2. 指定管理者が行うことができる河川の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定および工事発注等)及び行政権の行使に伴う事務(占有許可、監督処分等)以外の事務(①河川の清掃、②河川の除草、③軽微な補修(階段、手摺り、スロープ等河川の利用に資するものに限る。)、④ダム等の管理・運営等)であること。
3. 指定管理者に行わせる河川の管理の範囲については、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき、各自治体の条例において明確に定めること。

(注) 下線は当省が付した。